

○八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例施行規則

令和4年9月20日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例（令和4年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

(廃棄等費用の積立て)

第3条 条例第4条第3項の規定による積立ては、資源エネルギー庁が定める廃棄等費用積立ガイドラインに基づき行うものとする。

(期間)

第4条 条例第5条第2項の規則で定める期間は180日とする。

(設置禁止区域)

第5条 条例第6条第3項の規則で定める区域は、別表第1に定めるとおりとする。

(設置抑制区域)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める区域は、別表第2に定めるとおりとする。

(事前協議)

第7条 条例第8条第1項の規定による事前協議は、太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 配慮すべき事項の内容確認書（様式第2号）
- (2) 設置禁止区域及び設置抑制区域に関する関係法令手続確認書（様式第3号）
- (3) 別表第3に定める書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 条例第8条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業事前協議変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第8条第3項による通知は、太陽光発電設備設置事業に関する事前協議終了通知書（様式第5号）により行うものとする。

(地元関係者への説明会の開催)

第8条 条例第9条第1項の規定による説明会は、第12条第1項第1号から第6号までに

掲げる事項を周知及び説明するものとする。

2 条例第9条第1項の規則で定めるやむを得ない理由は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止重点措置又は新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。
- (2) 前号のほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法の趣旨に鑑み、新型インフルエンザ等感染症の拡大防止に努める必要があると認められるとき。
- (3) その他町長がやむを得ないと認めるとき。

3 事業者は、前項の規定により説明会の開催をしなかったときは、戸別訪問等により周知及び説明を行うものとする。説明会の開催により周知及び説明に努めたにもかかわらず、当該説明会に参加できない地元関係者についても、同様とする。

(同意)

第9条 条例第10条に規定する同意は、同意書（様式第6号）によるものとする。

(大規模発電事業者の保険又は共済への加入を証する書類の提出)

第10条 大規模発電事業者は、条例第11条第1項に規定する損害賠償責任保険に加入した後、速やかにその加入を証する書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、大規模発電事業者が条例第11条第2項の規定により火災保険、地震保険その他必要な保険に加入した場合について準用する。

(意見の聴取)

第11条 町長は、条例第12条第1項の規定による実施協議があった場合は、本町の環境審議会に意見を求めなければならない。

(届出及び実施協議)

第12条 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事業名
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 総発電出力
- (5) 工事施工者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (6) 事業実施スケジュール
- (7) 地元関係者への説明会開催（第8条第3項の規定により戸別訪問等をしたときは、当該戸別訪問等を含む。）に係る報告に関する事項
- (8) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令の手続に関する事項
- (9) その他町長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による届出及び実施協議は、太陽光発電設備設置事業実施協議書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 配慮すべき事項の内容確認書（様式第2号）
- (2) 別表第3に定める書類
- (3) 地元関係者説明会開催（戸別訪問等）報告書（様式第8号）
- (4) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第9号）
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の規定による認定書の写し
- (6) 緊急対応マニュアル（自然災害、事故、機器の故障等が発生したときに速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網及び事象別の対応等を示したものをいう。以下同じ。）
- (7) その他町長が必要と認める書類

3 条例第12条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業実施協議変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

（実施協議終了の通知）

第13条 条例第13条第1項の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業に関する実施協議終了通知書（様式第11号）により行うものとする。

（工事着手の届出）

第14条 前条の通知を受けた事業者は、工事に着手しようとするときは、太陽光発電設備設置事業工事着手届出書（様式第12号）により町長に届け出なければならない。

（適正な設置及び維持管理）

第15条 条例第14条の適正な設置とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 発電設備の設置に伴う災害の防止
 - ア 土地の形質変更は最小限にとどめること。
 - イ 土砂の流出等の防止のため、雨水処理の方法は茨城県の定める開発行為の技術基

準第9の基準を満たしていること。

ウ 土砂の流出を防止する対策を講ずること。

エ 擁壁、石張り、吹き付け、のり枠、のり面排水等によりのり面の保護対策を講ずること。

(2) 良好な景観の形成

ア 市街地、住宅地等の景観を阻害しないよう発電設備の設置位置等に配慮すること。

イ 河川等の自然景観を阻害しないよう発電設備の設置位置等に配慮すること。

(3) 環境の保全

ア 民家等に隣接する場所に発電設備を設置するときは、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮し、及び事業区域との境界から後退し、事業者と隣接関係者とで協議の上、緩衝帯を設けて遮蔽する等の措置を講ずること。

イ 道路沿いに発電設備を設置するときは、道路の見通しの妨げにならないよう事業区域との境界から後退させ、又は緩衝帯を設ける等の措置を講ずること。

ウ 薬剤等を散布するときは、事前に散布の日時等について、町及び隣接関係者への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう対策を講ずること。

エ 太陽光パネルを低反射のものにし、又は傾きを調整する等反射光の対策を講ずること。

2 条例第14条の適正な維持管理とは、次に掲げるものをいう。

(1) 管理看板の設置 発電設備において火災、土砂の流出等が発生したとき又は周辺に緊急事態が発生したときは、事業者に連絡を取ることができるよう発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電能力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。

(2) 事業区域への立入防止 事業者は、事業区域に事業者以外の者が立ち入ることがないように、フェンスを設置する等安全対策を講ずること。

(3) 事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃 事業者は、事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。

(4) 発電設備が破損したときの対応 事業者は、自然災害等により発電設備が破損したときは、被害を最小限にとどめるよう努めるものとし、速やかに復旧又は撤去すること。

(5) 発電設備を廃止するときの対応 発電設備を廃止したときは、速やかに撤去し、

及び処分することにより、良好な景観を形成し環境の保全を図ること。

(6) 緊急対応マニュアルの更新 事業者は、緊急対応マニュアルを定期的に見直すものとし、緊急対応マニュアルを更新したときは、その旨を町長に届け出ること。

(設置完了の届出)

第16条 条例第15号第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置完了届出書（様式第13号）により行うものとする。

(発電事業変更の届出)

第17条 条例第16条の規定による届出は、太陽光発電事業変更届出書様式第14号により行うものとする。

(太陽光発電事業廃止等の届出)

第18条 条例第17条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書（様式第15号）により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備撤去完了届出書（様式第16号）により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第19条 条例第18条の規定による届出は、地位承継届出書（様式第17号）により行うものとする。

(身分証明書)

第20条 条例第20条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第18号）によるものとする。

(指導、助言及び勧告)

第21条 条例第21条第1項の規定による指導又は助言は、太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書（様式第19号）により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書（様式第20号）により行うものとする。

3 条例第21条第3項の規定による報告は、太陽光発電設備設置事業是正報告書（様式第21号）により行うものとする。

(公表)

第22条 条例第22条第1項の規定による公表は、八千代町公告式条例（昭和30年条例第2号）による掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第22号）に、公表に関する弁明書（様式第23号）を添付して行うものとする。

（補則）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

設置禁止区域	(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 (3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条に規定する要措置区域及び同法第11条に規定する形質変更時要届出区域 (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第56条第1項に規定する河川予定地 (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域（工業専用地域を除く）
--------	--

別表第2（第6条関係）

設置抑制区域	(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号に規定する農地及び同法第5条第2項第1号に規定する農地（ただし、平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知に基づき設置する発電設備についてはこの限りではない。） (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定する重要文化財の所在地及びその近接地並びに同法第109条の規定により指定する史跡名勝天然記念物の所在地及びその近接地 (3) 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及
--------	--

	<p>びその近接地</p> <p>(4) 茨城県文化財保護条例（昭和51年条例第50号）第4条の規定による県指定有形文化財の所在地及びその近接地並びに同条例第40条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の所在地及びその近接地</p> <p>(5) 八千代町文化財保護条例（昭和52年条例第9号）第3条の規定による町指定有形文化財の所在地及びその近接地並びに同条例第22条の規定による町指定史跡名勝天然記念物の所在地及びその近接地</p> <p>(6) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号に規定する森林の区域</p> <p>(7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条に規定する工業専用地域、同法第11条第1項に規定する都市施設の予定区域及び同法第12条の4に基づき計画された区域</p>
--	---

別表第3（第7条、第12条関係）

書類の種類	明示すべき事項	縮尺
事業者の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）		3か月以内に発行したもの
位置図	方位、事業区域、接続道路状況、事業区域の境界から50メートル及び300メートルの範囲	1,000分の1以上
公図の写し	事業区域の地番 隣接地の土地所有者	
発電設備配置図	方位、事業区域の境界、発電設備の設置位置	
事業実施スケジュール	説明又は説明会予定年月日、工事着手予定年月日、工事完了予定年	

	月日、運転開始予定年月日、運転終了予定年月日	
太陽光パネル、パワーコンディショナー及びキュービクルの仕様書又はカタログ	設置予定の発電設備の種類及び数並びに太陽光パネルの角度	
発電設備架台の仕様書又はカタログ	設置予定の発電設備架台の種類、数及び高さ	
登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し	土地の権利関係	登記事項証明書は3か月以内に発行したもの
資金計画書	設置工事見積書 発電事業収支計画	
保険への加入を示す書類		大規模発電事業者のみ 加入後速やかに

様式第1号（第7条関係）

（表）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電設備設置事業事前協議書

八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第8条第1項の規定による事前協議をします。

事業名		
事業区域の所在地		
事業区域の面積	※1	㎡
事業区域の地目		※2
事業者	代表者名	
	担当者名	
総発電出力		kW
太陽光モジュール（太陽光パネル）の種類		
地元関係者説明会（予定）年月日		年 月 日 回目
事業区域の境界から300メートルの区域内の居住者		有り ・ 無し
周知及び説明範囲		
工事施工者	氏名	
	住所	
工事着手（予定）年月日		年 月 日
工事完了（予定）年月日		年 月 日
運転開始（予定）年月日		年 月 日
運転終了（予定）年月日		年 月 日

※1 小数点第2位以下まで記載し、裏面に地番ごとの面積を記載してください。

※2 複数の地目があるときは、地目ごとの数を記入し裏面に地番の面積を記載してください。

備考 位置図及び公図は、事業区域を赤線で囲んでください。

様式第2号（第7条・第12条関係）

配慮すべき事項の内容確認書

確認年月日	年 月 日
事業名	
事業区域の所在地	
事業者	所在地 代表者名 電話
設置抑制区域の該当の有無（いずれかに○）	有り・無し 有りの場合 別表第2第号に該当する区域のため
事業計画認定の取得状況（いずれかに○）	取得済・取得予定・非FIT
取得済みである場合、その認定年月日及び番号	認定年月日 年 月 日 番 号
土地の権利関係（いずれかに○）	自己所有地・購入予定・借地
工事期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
工事時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
日曜日又は祝日の工事の有無	有り・無し
日曜日又は祝日の工事の内容	

1 森林伐採

森林の伐採の有無	有り・無し
森林法（昭和28年法律第249号）第10条の2又は第10条の8該当の有無	有り・無し

2 雨水処理方法（茨城県の定める開発行為の技術基準第9の基準を満たしていること。）

事業区域内の雨水処理（いずれかに○）	事業区域内処理・事業区域外放流
事業区域内処理の場合、その処理方法（敷地内勾配、敷材等により説明すること。）	
敷地外放流の場合、敷地外放流検討内容	
雨水及び土砂流出防止の措置内容	

3 土地の形質変更等（国土交通省の定める「宅地防災マニュアル」を参考にすること。）

メンテナンス体制	設置者・外部委託
定期的な保守点検及び清掃内容（一般社団法人太陽光発電協会が定める「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」を準用すること。）	保守点検 回数 実施内容 清掃 回数 実施内容

7 除草

除草計画の有無（いずれかに○）	工事期間 有り・無し 保守期間 有り・無し
除草方法	工事期間 草刈・薬剤散布 保守期間 草刈・薬剤散布
散布予定薬剤名	
散布予定薬剤の範囲及び回数（図面を添付すること。）	工事期間 範囲 回数 保守期間 範囲 回数
事業区域外に薬剤が飛散しないための対策内容	
薬剤散布前の隣接関係者への周知方法	
地元関係者への配慮内容	

8 使用予定の工事車両等

使用する工事車両等の種類及び台数	
工事車両等の通行時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
工事車両等の往復回数	1日 回
工事車両等の騒音及び振動対策内容	
工事車両等の安全対策内容	

9 使用予定の建設機械等

使用する建設機械等の種類及び台数	
建設機械等の使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで

建設機械等が低騒音型の機械であるか(いずれかに○)	低騒音型・それ以外
建設機械等による騒音及び振動対策内容(騒音規制法(昭和43年法律第98号)又は振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく特定建設作業に該当する場合は、その旨を記載すること。)	
建設機械等に係る安全対策内容	

1 0 工事車両等及び建設機械等並びに工事に伴う騒音及び振動に係る地元関係者への配慮

地元関係者への配慮内容	
-------------	--

1 1 緊急連絡先

(工事期間)

騒音、振動、薬剤散布その他事業者の行為による苦情発生時の緊急連絡先	事業者又は緊急対応者	住所 氏名 電話
	工事施工者	住所 氏名 電話
	現場責任者	住所 氏名 電話
告知看板に記載する緊急連絡先		

(保守期間)

緊急連絡先	事業者又は 緊急対応者	住所 氏名 電話
	工事施工者	住所 氏名 電話
	保守点検事 業者	住所 氏名 電話
告知看板に記載する緊急連絡先		

1.2 安全対策内容

工事中の事業区域内への侵入対策内容 (事業区域周辺への囲い)	
-----------------------------------	--

1.3 設置予定の発電設備

設置予定の発電設備の種類及び数 (太陽光パネル、パワーコンディショナ ー及びキュービクルの仕様書又はカタ ログを添付すること。)	太陽光パネル (モジュールごとの出力及び枚数) パワーコンディショナー キュービクル その他
太陽光パネルの色	
太陽光パネルの反射光対策内容 (一般社 団法人太陽光発電協会の定める「太陽光 発電システムの反射光トラブル防止に ついて」を参考に対策すること。)	想定される反射光の方向 トラブル防止策
発電設備から生じる騒音対策内容	

1.4 設置予定の発電設備架台（一般社団法人太陽光発電協会の定める「10kw以上の一般用電気工作物 太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリスト及び留意点」を参考にすること。）

設置予定の発電設備架台の種類、数及び高さ並びに太陽光パネルの角度 (仕様書又はカタログを添付すること。)	架台の種類 架台の数 架台の高さ 太陽光パネルの角度
架台の構造が日本産業規格JISC8955を満たしているか	

1.5 廃止後に係る計画

耐用年数	太陽光パネル		
	接続箱		
	パワーコンディショナー		
	キュービクル		
	蓄電池		
	その他		
耐用年数 経過後の 計画	交換 ・ 修繕	計画	
		時期	
	撤去 ・ 廃棄	計画	
		時期	
		処分先	
		費用	
		上記計画が、関係法令等に適合する計画であることの説明	

1 6 (緊急対応マニュアル)

緊急対応マニュアルの作成・更新	緊急対応マニュアル 緊急時連絡網 提出日
-----------------	----------------------------

1 7 異常が発生した場合の町並びに地元関係者への連絡

町への連絡方法	
地元関係者への連絡方法	

備考 事前協議に提出する際、未確定の事項については(予定)と記載すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

設置禁止区域及び設置抑制区域に関する関係法令手続確認書

1 設置禁止区域

法令名	該当の有無	担当課等
(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条に規定する要措置区域及び第11条に規定する形質変更時要届出区域	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(4) 河川法（昭和39年法律第187号）第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第58条第1項に規定する河川予定地	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域（工業専用地域を除く）	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果

2 設置抑制区域

法令名	該当の有無	担当課等
(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号に規定する農地及び同法第5条第2項第1号に規定する農地	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定する重要文化財の所在地及びその近接地並びに同法第109条の規定により指定する史跡名勝天然記念物の所在地及びその近接地	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(3) 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及びその近接地	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(4) 茨城県文化財保護条例（昭和51年条例第50号）第4条の規定による県指定有形文化財の所在地及びその近接地並びに同条例第40条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の所在地及びその近接地	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(5) 八千代町文化財保護条例（昭和52年条例第9号）第3条の規定による町指定有形文化財の所在地及びその近接地並びに同条例第22条の規定による町指定史跡名勝天然記念物の所在地及びその近接地	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(6) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号に規定する森林の区域	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条に規定する工業専用地域、同法第11条第1項に規定する都市施設の予定区域及び同法第12条の4に基づき計画された区域	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果

2 その他

法令名	該当の有無	担当課等
町長が特に必要と認めるもの ()	有り・無し	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電設備設置事業事前協議変更届出書（第 回変更）

八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
事業区域の面積 ※		㎡
事業者	代表者名	
	担当者名	
総発電出力		kW
工事施工者	氏 名	
	住 所	
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日
運転終了予定年月日		年 月 日
変更内容		

※ 小数点以下第2位まで記載してください。

備考 事業実施スケジュールを変更したときは、変更後の事業実施スケジュールを添付してください。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

八千代町長



太陽光発電設備設置事業に関する事前協議終了通知書

次の事業について事前協議が終了しましたので通知します。

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	㎡

町の意見

様式第6号（第9条関係）

同意書

事業に係る土地の表示		大字	字	地番
地目	登記簿	地積		㎡
	現況			
事業計画者	住所	氏名		

上記の土地に太陽光発電設備設置事業を行うことについて、同意いたします。

隣接関係者 50m以内所有者・利用者（いずれかに)

（土地所有者と利用者が同一の場合は、利用者欄は「同上」と記入してください）

土地の表示		大字	字	地番	地目
土地所有者	住所	氏名 (自署押印)		印	
利用者	住所	氏名 (自署押印)		印	
同意する際の条件 (該当する方に○)		無 有 ⇒ 条件：			

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電設備設置事業実施協議書

八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり協議します。

事業名		
事業区域の所在地		
事業区域の面積※		m ²
事業者	代表者名	
	担当者名	
総発電出力		Kw
工事施工者氏名		
工事施工者住所		
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日
運転終了予定年月日		年 月 日

※ 小数点以下第2位まで記載してください。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

地元関係者説明会開催（戸別訪問等）報告書

事業名					
設置場所					
説明方法	説明会・戸別訪問等(理由：)				
説明会 開催日時	年 月 日 ・ 時 分～ 時 分				
説明会会場					
出席者人数	地元関係者 人		その他 人		
説明責任者					
行政区長	住 所 氏 名				
地元関係者説 明状況	説明日時	説明方法	地元関係者の分 類（○で囲む。）	連絡先等	備考
		説明会 戸別訪問 その他	隣接関係者 それ以外	住所 氏名 連絡先	
		説明会 戸別訪問 その他	隣接関係者 それ以外	住所 氏名 連絡先	
		説明会 戸別訪問 その他	隣接関係者 それ以外	住所 氏名 連絡先	

次回説明会の 有無	有り ・ 無し	次回説明会	年 月 日
説明内容			
質問又は要望			
回答方法	説明会の実施・郵送・その他（ ）		
質問又は要望 への回答対応			

備考

- 1 説明に使用した資料を添付してください。
- 2 説明会の出席者名簿及び会議録を添付してください。
- 3 記載欄が足りない場合は、別紙を追加してください。

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書

1 発電設備の設置場所に関する関係法令の該当の有無

法令名	該当の有無	担当課等
(1) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条第1項に規定する届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可の申請	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条に規定する届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項又は第8条第1項に規定する届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に規定する届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(6) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2に規定する許可の申請	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果

(7) 森林法第10条の8に規定する届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(8) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び第5条に規定する許可の申請又は八千代町農業委員会への届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(9) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条に規定する計画の変更	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定による指定	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(11) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項に規定する区域の指定	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(12) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(13) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第4条第1項に規定する届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(14) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条に規定する許可の申請	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(15) 八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成31年条例第4号)第7条第1項に規定する許可の申請	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果

(16) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第14条 第1項に規定する届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果
(17) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第14条 第1項に規定する届出	有り・無し	機関・部署 確認年月日 協議結果

2 その他

法令名	該当の有無	担当課等
町長が特に必要と認めるもの ()	有り・無し	

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電設備設置事業実施協議変更届出書（第 回変更）

八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
事業区域の面積 ※		㎡
事業者	代表者名	
	担当者名	
総発電出力		kW
工事施工者	氏 名	
	住 所	
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日
運転終了予定年月日		年 月 日
変更内容		

※ 小数点以下第2位まで記載してください。

備考 事業実施スケジュールを変更したときは、変更後の事業スケジュールを添付してください。

様式第11号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

八千代町長



太陽光発電設備設置事業に関する実施協議終了通知書

次の事業について実施協議が終了しましたので通知します。

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	㎡

町の意見

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電設備設置事業工事着手届出書

太陽光発電設備設置事業の工事に着手するので、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
工事着手年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
工事施工者	氏名	
	住所	
	電話	

備考

- 1 太陽光発電設備設置事業に関する事前協議終了通知書の写しを添付してください。
- 2 各法令の規定に基づく届出書及び許可書の写しを添付してください。

様式第13号（第16条関係）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電設備設置完了届出書

太陽光発電設備設置事業を完了したので、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
工事施工者	氏名	
	住所	
	電話	
太陽光発電設備設置完了 年月日	年 月 日	
備 考		

備考 設置事業の各種届出の内容がわかる写真を添付してください。

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電事業変更届出書

発電事業に変更があったので、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名			
事業区域の所在地			
太陽光発電設備の出力		kW	
区 分		新	旧
事業者	事業者名		
	代表者名		
	住 所		
	担当者、連絡先		
保守 点 検 業者	事業者名		
	代表者名		
	住 所		
	担当者、連絡先		
その他の変更			
変更理由			
変更年月日		年	月 日

様式第15号（第18条関係）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電事業廃止届出書

太陽光発電事業を廃止するので、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW
廃止の理由	
発電設備の廃止年月日	年 月 日

様式第16号（第18条関係）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電設備撤去完了届出書

太陽光発電設備を撤去したので、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW
発電設備の撤去完了年月日	年 月 日
発電設備の撤去及び処分の方法	
発電設備の処分先	
発電設備撤去後の土地の状況	

備考 発電設備撤去の状況が分かる撤去前、撤去中及び撤去完了後の写真を添付してください。

年 月 日

八千代町長 様

住 所
地位承継者名
電 話

地位承継届出書

発電事業に係る事業者の地位の承継について、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業区域の所在地			
太陽光発電設備の出力		KW	
区分		新	旧
事業者	事業者名		
	代表者名		
	住所		
	担当者・連絡先		
保守点検業者	事業者名		
	代表者名		
	住所		
	担当者、連絡先		
地位承継理由			
地位承継年月日		年 月 日	

※添付書類

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）
- (3) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第18号（第20条関係）

（縦6センチメートル、横9センチメートル）

（表）

身 分 証 明 書		第 号
写 真 縦 3 cm 横 2 cm	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
八 千 代 町		
<p>上記の者は、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第20条第2項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
年 月 日		八千代町長 印

（裏）

注 意 事 項
<p>1 この証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>2 立入調査に従事するときは、この証明書を携帯し、立入検査の際、関係人にこれを提示すること。</p> <p>3 立入調査員でなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還すること。</p>
八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例の抜粋 （立入調査）
<p>第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町職員に事業区域に立ち入らせ、太陽光発電設備設置事業の状況を調査させ、事業者に質問させること（以下この条において「立入調査」という。）ができる。</p> <p>2 立入調査をする町職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、事業者の請求があったときはこれを提示しなければならない。</p> <p>3 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

様式第19号（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

八千代町長



太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書

八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり通知します。

事業名	
事業区域の所在地	
指導・助言の内容	

様式第20号（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

八千代町長

印

太陽光発電設備設置事業改善勧告書

八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり勧告します。

事業名	
事業区域の所在地	
措置の期限	年 月 日
勧告事項	

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

太陽光発電設備設置事業是正報告書

年 月 日付けで指導、助言又は勧告を受けたことについて、必要な措置を講じたので次のとおり報告します。

事業者名	
八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第12条に規定する協議を行った者及び協議年月日	年 月 日
指導、助言又は勧告事項	
措置内容	

第 号
年 月 日

様

八千代町長



弁明の機会の付与通知書

あなたが行っている事業については、 年 月 日付け第 号の改善勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第22条第1項の規定により、その事実を公表する予定です。ついでには、同条第2項の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

なお、弁明書の提出期限までに提出されない場合は次の事項を公表します。

1 公表の原因となる事実

2 公表を予定する事項

氏名及び住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
事業の内容	
指導、助言又は勧告に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	

3 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第23号（第22条関係）

年 月 日

八千代町長 様

住 所

事業者名

電 話

公表に関する弁明書

八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

事業名	
事業区域の所在地	
公表の原因となった事項 についての弁明	
その他当該事案への弁明	

※ 弁明書は、証拠書類等を添付して提出することができます。